

寄附受理に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 本市に対する寄附の申出があった場合、当該寄附を主管する課等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、すべてこの要綱に基づき事務処理を行うものとする。

- (1) 大分市公有財産規則に係る財産の寄附
- (2) ふるさと大分市応援寄附金に係る寄附
- (3) FUNA I 文化遺産整備基金に係る寄附
- (4) 教育委員会の所管に係る寄附物品
- (5) 負担付寄附（寄附を受ける際、一定の条件が付せられ、その条件に基づく義務不履行の場合には、当該寄附が解除されるようなものであって、議会の議決を要するものをいう。）

(寄附の申出)

第2条 寄附の申出があった場合は、寄附申出書(様式第1号)の提出を受けるものとする。

2 市長は、寄附者（遺贈寄附にあつては、遺贈の履行をする者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認めるときは、前項の申出を拒否するものとする。

3 市長は、寄附が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の申出を拒否することができる。

- (1) 公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがあるもの
- (2) 行政の中立性及び公平性が確保できないもの
- (3) 宣伝又は売名を目的とするもの
- (4) 法令の規定に違反するもの
- (5) 係争の原因となるおそれがあるもの
- (6) 本市の事業として活用することが困難と思われるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本市の行政運営上、寄附を受けることが適当と認められないもの

4 前項に定めるもののほか、市長は、寄附が遺贈寄附である場合において、当該寄附が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の申出を拒否することができる。

- (1) 現金以外であるもの
- (2) 包括遺贈その他債務の存するおそれがあるもの
- (3) 相続人の遺留分が含まれるもの

(寄附の受理)

- 第3条 寄附の受理にあたっては、当該寄附を主管する部の部長又は消防局長（以下「主管部長等」という。）の決裁を受けた後、市長室の合議を得なければならない。この場合において、美術工芸品に係る寄附の受理については管財課を経て財務部長に、現金に係る寄附の受理については財政課を経て財務部長に合議するものとする。
- 2 前項の決裁は、様式第2号により行うものとする。
- 3 しらゆりハイツ、保育所その他の社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する寄附については、前2項の規定にかかわらず、施設の長において受理することができる。この場合において、施設の長は、当月分の寄附については翌月10日までに、寄附受入報告書（様式第3号）により、主管部長等に報告するものとする。
- 4 第1項又は前項の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる寄附については、市長の決裁を受けなければならない。

(寄附台帳の整理)

- 第4条 市長室においては、前条第1項前段及び第8条第1項本文の規定による合議について寄附台帳（様式第4号）に記載し、整理するものとする。

(寄附受理の通知)

- 第5条 寄附の受理を決定したときは、寄附受入書（様式第5号）により寄附者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(寄附不受理の通知)

- 第6条 市長は、第2条第2項から第4項までの規定により寄附の申出を拒否するときは、寄附不受理通知書（様式第6号）により寄附者に通知するものとする。

(寄附受理後の取扱い)

- 第7条 市長は、寄附を受け入れたときは、寄附受領書（様式第7号）により寄附者に通知するとともに、実情に即し礼状を適宜作成し、速やかに寄附者に発送するものとする。
- 2 寄附金を収納した場合における領収証書について、大分市財務規則（昭和40年大分市規則第4号）に定める領収証書により難しい場合には、会計課において会計管理者が発行する領収証書を寄附者に渡すことができる。

- 3 受理済みの寄附は、返還しない。ただし、市長は、寄附者が第2条第2項に該当すると認めるときは、受理済みの寄附を返還するものとし、寄附が同条第3項各号又は第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、受理済みの寄附を返還することができる。
- 4 市長は、前項の規定により受理済みの寄附を返還するときは、寄附返還通知書（様式第7号の2）により寄附者に通知するものとする。

（寄附の返還）

- 第8条 寄附の返還にあたっては、主管部長等の決裁を受けた後、市長室の合議を得なければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定により合議する場合、美術工芸品に係る寄附の返還については管財課を経て財務部長に、現金に係る寄附の返還については財政課を経て財務部長に合議するものとする。
 - 3 第1項本文の決裁は、様式第8号により行うものとする。
 - 4 施設に対する寄附については、前項の規定にかかわらず、施設の長において返還することができる。この場合において、施設の長は、返還した寄附については翌月10日までに、寄附返還報告書（様式第9号）により、主管部長等に報告するものとする。
 - 5 第1項又は前項の規定にかかわらず、重要若しくは異例と認められる寄附を返還する場合又は寄附者が寄附の返還を拒んだ場合については、市長の決裁を受けなければならない。

（感謝状の贈呈）

- 第9条 20万円以上の現金又はおおむね20万円相当以上の物品の寄附者及び市長が特に必要と認める寄附者に対しては、原則として、当該寄附を受理した際に、感謝状を贈呈するものとする。

（紺綬褒章）

- 第10条 紺綬褒章の県知事への上申は、国の基準に準拠して市長室において行うものとする。

（予算措置）

- 第11条 現金に係る寄附を受理したときは、寄附を受け入れた課等において調定後、次の補正予算において必要な予算措置を講ずるものとする。

（寄附者への報告）

- 第12条 寄附を受理した後、寄附者の希望に添い、予算措置を講じたとき、又は物品の購入をしたとき等

において必要があると認めるときは、その旨を寄附者に報告するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、寄附の受理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に収入役の職にある者がその職に在職する間における改正後の第6条の規定の適用については、同条中「会計管理者」とあるのは「収入役」とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月23日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の寄附受理に関する事務取扱要綱の規定（第7条及び第8条の規定を除く。）は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申出に係る寄附について適用し、同日前の申出に係る寄附については、なお従前の例による。

3 改正後の第7条及び第8条の規定は、施行日以前に受け入れた寄附についても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の寄附受理に関する事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申出に係る寄附について適用し、同日前の申出に係る寄附については、なお従前の例による。